

厚生環境委員会会議録

I　日　時　令和7年11月27日（木）

午前9時59分開会

午前11時41分閉会

II　場　所　第3委員会室

III　出席委員

委員長	藤井 大輔
副委員長	横田 誠二
委員	針山 健史
〃	亀山 彰
〃	川島 国
〃	瘧師富士夫
〃	五十嵐 務
〃	菅沢 裕明

IV　出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 杉田 聰

理事・生活環境文化部次長

柳田 貴広

生活環境文化部次長 林原 泰彦

生活環境文化部次長 中島 浩薰

参事・スポーツ振興課長

新保 暢

参事・環境政策課長 九澤 和英

参事・環境保全課長 吉森 信和

県民生活課長・県民生活課課長

（水雪土地対策担当）熊本 誠

県民生活課課長（くらし安全担当）

古川 久美子

文化振興室長・文化振興室文化政策課長

杉原 英樹

文化振興室芸術振興課長

岡田 昌子

スポーツ振興課課長(富山マラソン推進担当)

堺 広光

スポーツ振興課課長(スポーツ環境等充実担当)

野中 順史

環境政策課課長(廃棄物対策担当)

森 友子

自然保護課長 朝山 弘康

厚生部

厚生部長 有賀 玲子

こども家庭支援監 川西 直司

理事・厚生部次長 式庄 寿人

厚生部次長(健康対策室長)

守田万寿夫

参事・医務課長 小倉 憲一

参事・こどもの心のケア推進担当

加納 紅代

参事・健康対策室健康課長

利田 智恵

参事・くすり振興課長

竹内 大輔

厚生企画課長 橋本 桂芳

厚生企画課課長(医療保険担当)

牧野 尚恵

高齢福祉課長 勝山誠司郎

高齢福祉課課長(地域包括ケア推進担当)

若林 勇人

こども家庭室長・こども政策課長
池田 佳美

こども家庭室子育て支援課長
伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長
そう川さおり

こども家庭室課長(児童相談所等機能強化推進担当)
稻垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長(医療政策担当)
岩村 耕二

医務課課長(医師・看護職員確保対策担当)
中村 真由美

健康対策室感染症・疾病対策課長
川辺 秀一

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

くすり振興課課長(くすりコンソーシアム推進担当)
井口 真由美

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

杉田生活環境文化部長

- ・11月定例会付議予定案件について

有賀厚生部長

- ・11月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

藤井委員長 11月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようありますので、以上で11月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

杉田生活環境文化部長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行状況について
朝山自然保護課長

- ・県内のツキノワグマの出没状況、緊急銃獵事例等について

有賀厚生部長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行状況について
池田こども政策課長

- ・「富山県こどもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けたパブリックコメントの実施について

小倉医務課長

- ・富山県立中央病院の経営状況等について
資料配付のみ

スポーツ振興課

- ・「富山マラソン2025」の開催結果について

(4) 質疑・応答

針山委員

- ・戦没者慰靈碑の管理等について

川島委員

- ・STOP横断歩道とやま県民宣言キャンペーン事業について

- ・ツキノワグマの出没対応に関する苦情と業務への影響について

瘡師委員

- ・身体障害者補助犬について

菅沢委員

- ・県立中央病院について

- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの病床数について

- ・能登半島地震の公費解体について

藤井委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入りたいと思います。

質疑・質問はありませんか。

針山委員 9月の下旬になりますが、地元の遺族会の方が相談があるということで私の自宅を訪問されまして、戦後80年になり、遺族の方も高齢化しており、遺族会の会員の皆さんもだんだん減少していると。会長さんが5年前に亡くなられたけれども、その後、会長になられる方がなかなかなくて、活動に大変支障が出ているという相談であります、いずれは近いうちに解散しなければならないだろうということがありました。

そんなときに慰霊碑の調査協力依頼が遺族会に来ているということでございました。その遺族会は、伏木の国宝になっています勝興寺の敷地内に平和観音像を建立されまして、これまで長年維持管理をしてこられました。

よく調べてみると、今年度、厚生労働省で国内に約1万6,000基あると言われております戦没者慰霊碑の管理状況や損壊状況などを調査されるということが分かったわけでございます。平成30年にも一度一斉調査をされているということですけれども、本県のその調査状況について、どのように把握しておられるのか、橋本厚生企画課長にお尋ねいたします。

橋本厚生企画課長 民間団体等が建立した戦没者慰霊碑につ

きましては、少し古い調査となりますが、平成30年度における厚生労働省の調査におきまして、県内に331基確認されております。これらのうち、95%に当たる313基が地元遺族会や町内会等でおおむね適切に管理されておりましたが、除草などの管理が不十分なものや管理者不明のものも生じていたところでございます。

委員御指摘のとおり、今年度厚生労働省では、民間建立の戦没者慰霊碑につきまして、管理状況や倒壊の有無を調べる全国調査を実施しているところでございます。この調査は去る11月17日に照会がございまして、12月16日までに回答することとなっており、その結果につきましては、年内に取りまとめをされると伺っております。

針山委員 今のスケジュール感でいくと、県内の状況についてはまだ把握されていないということでよろしいですか。

橋本厚生企画課長 前回調査が平成30年度でございますので、先ほど申し上げた数字が現在把握している数字でございます。本県におきましても現在調査中でございますが、前回調査から7年がたちまして、また、戦後80年が経過する中で遺族の高齢化や後継者不足が進んで、管理が十分に行き届かない慰霊碑が増えているものと想定されるところでございます。

針山委員 現状が分かり次第、また皆さんにお伝えいただきたいと思っております。

そして、危険箇所がある慰霊碑の移設や撤去費用に対する補助金があるということも、恥ずかしながらこのとき初めて理解したわけですけれども、県内のその利用状況について橋本課長にお尋ねいたします。

橋本厚生企画課長 民間団体等が建立した戦没者慰霊碑の維持管理につきましては、建立者や管理者自らが行うことが基本でありますが、時間の経過により建立者が不在となる

など、維持管理が困難となり、さらには倒壊の危険があり、地域住民へ被害が及ぶおそれがあるものもございます。

このため、厚生労働省では、日中戦争以降に建立された戦没者慰霊碑のうち、倒壊の危険のあるものにつきまして、自治体が独自事業として、移設または埋設、撤去する場合に一定の補助を行う事業を平成28年度より実施しているところでございます。本県のこの補助金の利用状況につきましては、今年度初めて、富山市において、老朽化した慰霊碑の撤去のため1件の申請があったところでございます。

戦没者慰霊碑の管理状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり現在調査中でございますが、調査結果を受けまして、今後、市町村から慰霊碑の移設・撤去の相談があった場合には、この補助金の活用について提案してまいりたいと考えております。

針山委員 管理者にすれば、本当に困難を抱えている状況だと思っております。補助金を活用して、解決できるものなら、解決してあげてほしいと思っております。

調べてみると、今年度はその補助金も増額されているとお聞きしておりますし、亀山委員からも、立山町では独自の支援もしておられたとお聞きしております。県や市町村がしっかりとそのサポートをしていただけるような体制をつくっていただきたいと思いますけれども、県や市町村が今後どのようなサポートをしていくかと考えておられるのか、橋本課長にお尋ねしたいと思います。

橋本厚生企画課長 県としましては、相談があった場合には、針山委員から御紹介がありました補助金の活用をまずは御検討いただくよう各市町村に提案していきたいと思っております。

その上で県としましては、この補助金の活用とは別に、毎年8月15日に開催しております県戦没者追悼式におきま

して、平和の祈りを込めて、亡くなられた方々の御冥福をお祈りしているところでございます。悲惨な戦争の記憶につきましては、風化させずに次の世代にしっかりと語り継いでいくことが重要であると考えております。

県としましては、戦争体験者等による語り部や戦時下の暮らし展の開催などの事業に今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

針山委員 課長からもありましたけれども、本当に戦争の記憶は風化させてはいけないと思いますし、また、次の世代に伝えていくためにも、慰靈碑は大事な存在だと思います。

遺族の皆さんのがいに寄り添った活動・事業をぜひしていただきたいと思います。

川島委員 報告案件に関して、2点質問させてください。

1点目は、県民生活課から報告いただきましたS T O P 横断歩道とやま県民宣言キャンペーン事業ですけれども、どれぐらいの目標設定をなされている事業なのかという点と、併せて、このたび富山県警察が県出身の漫画作者なもりさんの無償の御協力をいただいて、アニメ「ゆるゆり」のキャラクター4名を交通安全広報大使に委嘱されたところ、Xの閲覧回数が4,000回から90万回になるという非常に大きな成果を上げられております。

また、同じ目的の事業ですが、「すみっこぐらし」というキャラクターがどれぐらい人気があるのか、私分かりませんけれども、行政の縦割りの壁を超えて、目的に対して成果を最大化していくことは、これからどの分野でも非常に大事だと思うんですけれども、そこら辺の連携がなされてきたのか、今後なされていくのか、古川課長にお願いしたいと思います。

古川県民生活課課長 横断歩道の一時停止率の目標値については、S T O P 横断歩道県民運動を開始した7月15日時点

で最下位でございましたので、それまでの最高値であります50%を目標にしておりましたけれども、10月31日にJAFによって発表されました最新の富山県の調査結果においては、横断歩道の一時停止率は60%を超えておりますので、目標値は達成したと考えております。しかし、裏を返せば4割の方がまだ横断歩道で一時停止をしておりませんので、その4割の方の一時停止率を上げることを今は目標としております。

2番目の問い合わせですけれども、県警と県では、交通対策協議会の会員でもありますので、県警と協議・連携いたしまして、今後とも横断歩道の一時停止率の向上を図っていきたいと思っております。

川島委員 交通対策協議会でもそういう情報も共有しながらやっておられるということなので、ぜひ少ない予算で最大の効果を得られるような事業にしていくということを念頭に進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

もう一点、ツキノワグマについて伺います。全国的に甚大な被害が発生していますが、熊への対応として銃猟を行う際、よくニュースでは「熊を撃たないで」といった声も聞かれます。こうしたクレームが担当課にも寄せられているのか、寄せられている場合、それが業務に支障を来す状況となっているのか伺います。併せて、クレームがある場合の対応方法や、対応方針を定めているのかについて、朝山課長に伺います。

朝山自然保護課長 東北はじめ熊の捕獲が非常に多くなっております。先ほど御報告申しましたが、本県でも328頭ということでかなり多くの熊の捕獲を市町村の猟友会が中心となりまして、当該市町村職員と共に捕獲している状況でございます。

御質問のございました熊を殺さないでというクレームについては、特段市町村から業務に著しい支障があるというような報告は特に聞いていないところでございます。

また、当課におきましても、我々の業務に著しい支障があるというような状況ではございません。

環境省でも、そうした過剰なクレームがないように環境大臣談話を出されておりましますし、人身被害の防除を含めて対策しておりますので、もしそうした問合せがあれば、それを御理解いただいた上で進めてまいりたいと考えております。

川島委員 少し安心いたしました。でも、場合によっては、そういうクレームの対応で非常に時間が取られるということも聞きますので、電話対応等々そういうところで業務に支障を来さないように、こうした対応を事前にシミュレーションするのも大事かと思いますので、また御検討いただければと思います。

瘧師委員 私からは、身体障害者補助犬について伺いたいと思います。

身体障害者の生活を支えるよきパートナーとして補助犬の存在があります。補助犬とは、身体に障害のある人の自立と社会参加を助けるために特別な訓練を受けた盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類の犬の総称であります。

先日、私が所属しております砺波市の某奉仕団体で大阪に住んでおられる全盲の女性社会活動家を講師として招きまして、逆境の乗り越え方と題して、お話をいただいたところでございます。

自らの全盲というハンディーをハンディーとしない超前向きな生き方に大きな感銘を受けました。この方、もう全盲になって10年たつということですが、この間、ずっと新しい事業に次々と挑戦もされていますし、その傍ら、講師

としてよく招かれて、講演をされておられます。特に小中学校では、多様性や盲導犬の重要性について、また、子供達の自己肯定感を高めるようなお話もしていただいておりまして、私ももっと前向きにならなきやいけないなと思ったわけであります。

その女性社会活動家と共同生活を送るのが盲導犬でありまして、盲導犬ユーザーとなつたことで外出がしやすくなり、社会活動の範囲が格段に広がつたということでございます。今回も大阪から、サンダーバードと新幹線を乗り継いで、盲導犬と本人だけで来られたわけですが、歩行については、肩に手を添えて歩行をエスコートする方も必要であります。駅員さんがエスコートされたんだろうと思っております。

このように補助犬には、使用者の自立と社会参加を支援し、生活の質を向上させる精神的・社会的なメリットがあると考えますが、本県の補助犬ユーザーの状況をどのように把握されておらえるのか、河尻障害福祉課長にお伺いします。

河尻障害福祉課長 本県の補助犬ユーザーにつきましては、令和7年10月時点現在でございますが、盲導犬ユーザーが4名、介助犬と聴導犬のユーザーはゼロということになっております。ユーザーの高齢化が進んでいることもございまして、近年は減少傾向となっております。

瘧師委員 ニーズ自体が少ないということなのか、あるいは補助犬の育成が進んでいないのでしょうか。

河尻障害福祉課長 盲導犬の育成をお願いしております富山県視覚障害者協会に聞き取りいたしましたところ、先ほど委員からも御説明ございましたけれども、補助犬が活躍する機会は、公共交通機関の利用の場合などが多いとお伺いしております。本県は、車社会でございますので、必然的

にユーザーが少なくなるのではないかとお伺いしております。ユーザーから希望があった場合には、県で予算を用意いたしまして、補助犬の用意をしておりますが、そのニーズは少ないのでないかと考えております。

瘧師委員 本県のユーザーは少ないですが、他県から本県に補助犬と同伴して訪れるケースが結構あるんじゃないのかなと思います。

今回、この全盲の女性社会活動家の方は、能登半島復興支援ということで輪島の中学校に講演に行かれまして、砺波市内のホテルで2泊されました。最初に予約を問い合わせたホテルでは、盲導犬との同伴宿泊を拒まれてしまったそうです。ホテルの従業員が御存じなかったんだろうと思いませんけれども、身体障害者補助犬法第9条では、特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないと制定されており、この法律を御存じないホテルの管理者、従業員がいらっしゃるということだと思います。

この不特定かつ多数の者が利用する施設というのは、公共施設はもちろんのことではございますが、デパートやスーパー、先ほど言った鉄道、バス、タクシー、それから、飲食店、レストラン、病院等の施設であります。

社会や企業における多様性を推進し、関係人口、交流人口を広げようとする本県においては、このような法律を広く地域社会に浸透させることが必要ではないかと考えますが、これも河尻障害福祉課長に伺いたいと思います。

河尻障害福祉課長 県では、これまで医療機関や宿泊施設など、委員からご指摘がございました多くの方が利用する施設を中心に普及啓発のステッカーやリーフレットを配布するとともに、県のホームページにおいても周知するなど、

法律の趣旨や補助犬の役割の重要性について、県民の理解促進に努めてきたところでございます。

しかしながら、先ほど委員からもお話がございましたが、盲導犬のユーザーが飲食店や宿泊施設などへの入店・入館を拒否された事案につきまして、県の相談室にも相談が寄せられたことがございます。相談を受けた場合には、県の広域専門相談員が該当施設や関係団体に対しまして、法の目的や正当な理由がない限り、補助犬の同伴を拒否してはいけない旨をお伝えいたしまして、関係者への周知や対応の改善が進むように努めているところでございます。

県では、引き続き法の趣旨や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づきまして、関係団体と連携して、補助犬に関する周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

瘧師委員 事例が少なく、そういった心構えができていないところに突然そういった電話が飛び込んできたので、対応に戸惑ったんだろうと思っておりますが、やはりこれから関係人口を増やそうとする富山県においては、そういった法律を地域社会に浸透させる取組を引き続きお願いしたいと思います。また、障害者が社会参加しやすい環境づくり、これは補助犬だけではなくて、全ての障害者が地域で健常者と一緒に暮らしていけるような富山県にするために引き続き取り組んでいただきたいと思います。

菅沢委員 先ほど県立中央病院の経営の実態と改善状況について報告もありましたが、令和6年度決算では17億円近くの赤字があります。病院経営の資金繰りについては、6月の常任委員会でも取り上げさせていただいておりますが、改めて今日は、県の一般会計からの貸付けや国の病院事業債の活用が、今後どのように病院経営の資金繰りに影響を与えるのか、その見通しをまずお尋ねしておきたいと思

ます。

小倉医務課長 県立中央病院の資金繰りにつきましては、本年4月の貯金残高が約33億円となっていましたが、10月末時点では約18億円と減少しております。委員御指摘のように対策が必要な状況となっております。このため中央病院では、新たに経営改善推進事業債の活用や、経営改善のためのプロジェクトチームの会議などを開催し、経営改善の取組を進めています。それとともに、一般会計から無利子で貸付けを行い、今後資金繰りに支障が生じないように対策に万全を期したいと考えております。

上半期の収入はどのくらいかという御質問だったかと思いますが、現在、増収分としては約2億円ではないかと思っております。令和7年度の給与費等の支出面につきましては、まだ見通しがつかないところもありますが、6億円を超えるような大幅な増加を見込んでおります。

菅沢委員 資金繰りの現状については、令和6年度の決算審査説明の中で承っておりました。大口の定期預金も5億円近くはあるのですが、問題は普通預金ですね。今のお話のように33億円が現状で18億円に減少していると。この額では、毎月の営業収入は恐らく20億円前後で、毎月の支出も二十数億円になるので、決算審査説明の中でも非常に資金繰りが厳しいというお話がありました。県の一般会計からの貸付けについては、ちょっと遅かったように思いますけれども、いい判断を県の財政はしたなと思います。これは、皆さんの大好きな働きかけもあったんでしょう。しかし、今のところは単年度の貸付けなんでしょう。7年度決算を予想しますと、一層厳しくなるような状況がありますから、しっかりと、厚生部一丸となって、県の財政へ働きかける必要が引き続きあろうかと思います。こういうことをしっかりと知事も理解をして、対応すべきだと思います。

同時に、いわゆる国の病院事業債が創設されているわけですが、これも今日の報告では、17億円の見通しが立っているということでした。6月の常任委員会でもこの病院事業債の活用に向けて、経営改善計画を厚生労働省に提出することが求められておったわけです。病床の機能の見直し、病床の縮小、医薬品の共同購入、医療機器の共同利用、地域の医療機関と連携した紹介患者の増加、病院の統合・連携、経営形態の見直し、これは、病院事業債の適用に当たって一般的に示されている条件です。

先ほどの報告でも、プロジェクトチームについては、経営改善計画に絞り込まれ、恐らく国に提出され、承認を得て、病院事業債の発行の認可に至ったんだろうと思います。そのように理解してよろしいでしょうか。

小倉医務課長 先ほども答弁させていただきましたが、経営改善推進事業債の発行に当たりましては、委員から御指摘いただきましたように、新たに経営改善実行計画を策定しまして、収支改善に取り組むことが要件とされております。

経営改善実行計画につきましては、資金不足が発生した要因の分析や、経営改善の基本方針及び具体的な取組などにつきまして策定することとされております。経営改善の具体的な取組につきましては、事業規模・機能の見直し、経費削減・抑制対策、それから収支増加・下降対策などの項目ごとに策定することとされ、それぞれの取組の効果により収支改善が見込まれる額に対しまして、取組の効果が継続する年数を乗じて得た経営改善効果額の範囲内で発行を行うこととされております。

このあたりは、委員から御指摘いただきましたように、この経営改善実行計画を先ほどのプロジェクトチームの計画に反映させております。経営改善推進事業債の発行につきましては、総務省と協議を進めていたところ、先般同意

を受けたところであります。今後の実際の起債額については、先ほども御報告させていただいていますが、資金の状況なども見ながら、適切に対応していきたいと考えております。

菅沢委員 あなた方の御努力で国の同意も得られたということでしょう。病院の経営改善について、プロジェクトチームで協議を積み重ねながら、経営改善実行計画についても、3回部会を開いた。そういう取組によって国の同意を得るに至ったという理解でいいんじゃないかと思っております。先ほどの御報告でもいろんな収支改善の努力をやっていらっしゃることで、中央病院の皆さんのお努力に敬意を表したいと思います。

次に、病院事業債の活用についての今後の見通しについてはどうでしょうか。当面は一般会計の貸付けもあるなかで、さらに国の事業債の同意を受けたわけですが、どの時点で活用できるようになるのでしょうか。

この間、紹介患者の増加の傾向もあるとか、外来迅速検査加算などの取得についても積極的な取組があるというお話があって、経費の削減についても、共同購入の促進や検査部門での様々な改善をされていますが、一番気になったのは、病床稼働率の状況を踏まえた病床数の削減です。これは一体どんなことが想定され、どのように具体化していくのでしょうか。

県民の医療にとって、中央病院の果たしている役割は極めて大きいものがあります。みんな信頼して、期待して、患者やその家族も喜んでいる状況です。私は高く評価いたします。そういう中で、病床の削減については今後どう具体化していくのでしょうか。

小倉医務課長 委員からお話しいただきましたように、県立中央病院は救命救急、精神医療、周産期医療など、民間で

は維持の困難な不採算部門を運営し、県内唯一の県立病院として、これまでこの地域で機能してきていると思います。

委員が御心配される病床数の削減については、例えば本来患者さんがいるのに病床を削減して、経営を改善していくという意味ではありません。富山県だけではなく全国的に人口減少が進んでいく中で、こういった高度急性期、もしくは周産期といった領域の患者数は減少していく中 있습니다。その中で、もし使用しない病床がありました場合には、そこについては削減を検討していくという意味です。

菅沢委員 つまり地域医療構想について、これから大きな国レベルの動きになってくるわけですが、そういう病床の見直しという大きな流れの中で中央病院もそれに対応する動きが想定されると理解していいんですね。

小倉医務課長 はい。

菅沢委員 それで私もいいんだろうと思います。

それでは、もう一点に移ります。

医療的ケア児、さらには重度心身障害、重複の子供たちへの支援体制の問題です。

知事は記者会見において、県リハビリテーション病院・こども支援センターについて、来年度から病床を削減した体制へ移行する方針を取りやめると言わされました。医療的ケア児の実態や重度心身障害児たちの現状、家庭や親御さんたちの御苦労や、問題・課題を考えたときに、知事が一步踏みとどまって、当面の間、取りやめると決断したことを私は高く評価します。

そこで、県リハビリテーション病院・こども支援センターの病床数をめぐる厚生部の対応です。実は今年の8月、河尻課長から私たち会派にもこの病床数の削減の説明がありました。私はそのときに、いや、本当にこれでいいのかなと。というのは、今年の6月に氷見市は医療的ケア児の

レスパイト等のニーズを踏まえながら、社会福祉協議会が経営するデイサービスの施設に看護師さんを増強して、一時預かりを始めました。17人近く、氷見市には医療的ケア児の方がいらっしゃるんですが、何人かのお母さんお父さんと話をする機会があったので、課長の提案についてはこれで本当にいいのかなと思っていました。氷見のお母さんお父さんたちは、氷見市内で支援があるのでありがたいと思っている。県リハビリテーション病院の病床や、施設の利用もしたいけれども、そこへ行くだけで時間がかかるし、なかなか利用したいときに時間が合わないと。つまり、県リハビリテーション病院の病床の確保と同時にその運営について、もっと工夫してもらいたいという意見が非常に強くありました。

そういうことでいうと、一体厚生部はどういう判断で削減を打ち出したのか。課長の責任とか言っているんじゃないんですよ。あなたと本当に真剣にいろいろ議論させていただいているから。知事判断を受けて、どう考えていらっしゃいますか。

河尻障害福祉課長 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおきましては、近年の利用状況を鑑みまして、次期指定管理期間の令和8年4月1日から病床移行を予定しておりましたが、委員から御説明ございましたけれども、去る10月23日に小児科医や重症心身障害児及び医療的ケア児の御家族などから、支援体制に関する御要望を頂いたところでございます。

その内容を重く受け止めまして、再検討いたしました結果、今後実施予定のニーズ調査、あるいは協議会での検討を行うとともに、改めて適切な病床数の設定について判断していくべきと考えまして、来年度の病床移行は取りやめといたしまして、現行の病床数のままとすることといたし

たところでございます。

予定しておりました病床移行につきましては、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用状況を踏まえまして、現状では、稼働していない病床を削減するものであります。こども棟の利用者のレスパイトなどのニーズにさらにお答えできるよう、病床運用における一定の余裕も勘案した上で削減数を設定したものでございましたが、潜在ニーズの調査についての御要望があったことから、今後、県全体の医療的ケア児などの実情を把握するとともに、潜在ニーズも含めたニーズ調査を行いたいと考えております。

このほか関係者で協力して、問題に取り組んでいくべきとの御意見もありましたことから、医療的ケア児などの県全体での支援体制について協議するため、関係者の皆様にお集まりいただき、協議の場も設置したいと考えております。

今後、そのニーズ調査や関係者での協議結果を踏まえた上で、県といたしましては、どのような施策が必要なのかということを検討してまいりたいと考えております。

菅沢委員 重症心身障害児・医療的ケア児を育てる家族有志の皆さんとの要望書、さらに小児科医の皆さん等からの要望書、同時に重症心身障害児及び医療的ケア児の御家族から寄せられた意見という分厚い報告書を読ませていただき、こういう課題があるんだなとつくづく思いました。

詳しくは時間の関係で申し上げませんけれども、短期入所を定期的に利用したい、または利用回数を増やしたいという意向を述べられながら、柔軟性というか、具体的な配慮というか、レスパイトへの対応も含めて、受け入れの体制ですね。リハビリテーション病院・こども支援センターの役割や機能については、立派なんですけれども、実態に合

っていないという問題があります。

あなた方は御家族や関係者の要望を今までどういうふうに受け止めてこられたのか。あなた方のニーズ調査の結果として病床数の削減が出たんでしょう。別に追及しているつもりじゃないですが、障害福祉行政の在り方として、県民のいろんな要望をしっかり受け止める、県民に寄り添うと知事はよくおっしゃいますけれどもね。

時間がないから先のことを言えば、経営の論理だけで、つまりリハビリテーション病院・子ども支援センターも1,000万円を超える大きな赤字をずっと継続して出しています。そういう中で経営の論理を優先された判断があったんじゃないですか。それは否定しません。経営の論理も大事です。しかし、それが最優先で、関係者の要望とか意向、実態をしっかり踏まえるということができていないんじゃないかと私は申し上げたいわけです。

要するにあなた方は今頃ニーズ調査なんて言っているけれども、現状、実態の把握もちゃんとできていないんじゃないのか。それなしに、経営の論理だけで病床数の削減を判断したのではないか。

部長にも大変御苦労いただいていますが、新聞報道によると、子ども棟について、現場の看護師が足りず、現行の52床を保ってもフル活動は難しく、持続可能な病院経営のためには、地域の訪問看護や通所施設などに受皿を分散していく必要があると説明されています。これは正しい方向性を示していらっしゃると思うけれども、そこまでまだ時間もかかる。氷見の例も申し上げましたが、もう一つしっかりと現場を確保して、役割を果たせるように改善していただきたいということです。

有賀厚生部長 まず、県リハビリテーション病院・子ども支援センターを利用している方のニーズは、これまでも把握

しておりました。ただ、利用できずにご自宅で頑張っている方の「本当は利用したかった」といういわゆる潜在ニーズを把握できていなかつたのは事実です。

今回のリハビリテーション病院・こども支援センターの病床の削減に関しては、こども支援センターのこども棟の52床を減らすというところで大きな問題になったわけですけれども、現状、52床を使い切れるだけの人員体制がございません。また、レスパイトはかなり技術が要りまして、ただ看護師がいればいいというものではありません。研修等を通して技術を身につけていただいたりする必要がございます。正直ここに関しては、来年52床をそのまま残したとしても、使いこなしていくのは人員体制等を踏まえると難しいのが現状です。もちろんこの後、しっかり使えるように進めていくというのはそのとおりでございます。

また、今回の削減に関して、経営改善だけを目的にしているのではないかという御指摘がございました。確かに経営改善もすごく重要ですけれども、こども棟の病床は、重症心身障害児等に対応する病床という種別でございます。要望でも一回減らしてしまったらもう戻らないのではないかという声がありましたら、それは正確ではございません。地域の中では基準病床制度があって、病床の数は地域の中で決まっているんですけども、この重症児に対する病床は、この数の外にあるものでございますので、一旦減らしたとしても、また増やすことは難しくありません。

なので、我々の判断としては、レスパイトの方々や、医療的ケア児の方々の場所をどんどん削っていこうとしたわけではなく、来年度については経営改善ということを目指して、収益を上げていく、御指摘のとおり毎年何千万円という赤字も出ておりますので、少しでも改善して持続させようというところで病床数は一旦減らす。もちろん人員の

体制などがそろえば、そのときに病床数を増やすということでもよろしいのではないかと判断したところでございます。

ただ、また病床数を増やせますよということについて、こちらとしてうまく伝えられていなかったということもありますし、潜在ニーズに関しても把握できていないところもありますので、ここの判断自体を一旦止めたというところでございます。

これからも頑張っていくつもりではありますけれども、来年度残した病床をフル活用するということは正直難しいと思っています。ですので、その準備として、リハビリテーション病院・こども支援センターだけでどうにかすることではなくて、地域でいろんな形をつくっていく。よく私は、医療の集約化の話をさせていただくことがあるのですが、医療的ケア児のレスパイトについては、高度な医療ということよりも、生活そのものに密着しているような話ですので、リハビリテーション病院だけでどうにかすることではなくて、いろんな種類のいろんな選択肢を準備するということが重要だろうと思っております。ただ、それも一朝一夕にいくものではありませんが、私はそのような説明をさせていただいたということです。

少なくともリハビリテーション病院・こども支援センターの来年度当初の病床数の削減は、一方的な経営判断だけでやっている話だけではなくて、できることを最大限やるなかで、持続可能な経営が続くようにというところで一旦判断したものではあったんですけども、関係者の方々の御理解が得られなかったということでこのような判断をさせていただきました。一方的にただ削減すると判断したわけではないということは御理解いただきたいと思います。

菅沢委員 結果的には一方的に削減する方向を示しておられ

ましたが、それは事実上撤回されました。しかし、ニーズ調査を改めてやりたいとか、協議体もつくりたいとか、そういう方向性も出していらっしゃるわけで、それはそれでいいと思いますが、今、県下に恐らく医療的ケア児だけで四、五百人は、いらっしゃるんじゃないでしょうかね。そういう意味では、改めてその実態調査と、そして病床の確保とその機能の充実を求める県民の要望にしっかりと応えていただくように、さらに地域展開については部長の目指す方向は正しいと思いますので、その点でも努力をしていただきたいのですがいかがですか。

藤井委員長 有賀厚生部長、医療的ケア児の数字が正確に言えるようであれば、そのことも追加していただけますか。

有賀厚生部長 医療的ケア児の人数は約200人でございます。ただ、その医療的ケア児と一口にいっても、いろんな程度の方がいらっしゃいます。人工呼吸器を使っている方からそうじやない方までいろいろあると思いますので、いろんな形の支援の仕方が必要かなと思います。

先ほどの一方的にというところについては、決定事項として伝えたのは確かにそうかもしれませんけれども、我々は、とにかく経営だけを考えて削減案を出したということではないという意味でございますので、そこだけは何とか御理解いただきたいなと思います。その上で、御指摘いただいたとおり我々も考えていることとして、一口に医療的ケア児といってもいろんな支援の仕方があり、程度も結構違うということ。そして、先ほど申し上げたように、これは集約化してどうにかするという話ではなくて、その地域で暮らしていただくためにどんな支援が必要かということが重要かと思います。そういう意味でも、改めてニーズ調査というか、もう少し突っ込んだことを聞きながら、必要な支援を出していけるように進めていきたいと思います。

菅沢委員 部長のこれから活動に期待をしたいと思います。

次に、能登半島地震の公費解体についてです。公費解体は生活再建、地域再生の中で非常に要の事業です。氷見市は11月末をもって完了するという方向で進んでおり、業者は大変なんですけれども、その中で10月の段階で解体率は70%ちょっとですから、相当残るんじゃないかなと思っています。以前から委員会の場でも何回も議論してきたのは、公費解体の進み方が思うようにいっていないと。そのことに関連をして幾つかの提案もしたりしてきました。あなた方も関係市や業界とも連携しながら、改善点や問題点を整理して、努力してこられたことは認めますが、その進捗率はどうかということ。高岡市が来年に向けて延長する中で、公費解体についての現状把握と今後について、部長に答弁を求める。

杉田生活環境文化部長 能登半島地震関係の当部の仕事としましては、公費解体、そして廃棄物処理が大きなテーマだと思っておりまして、関係市町村、関係団体と連携して取り組んできているところでございます。

現状の進捗状況をお伝えします。公費解体につきましては、建物内の残置物の搬出の遅れなどによりまして、解体が進まない事例が見受けられましたけれども、災害ボランティアの協力も得ながら搬出を進め、順次着手してきているところでございます。

10月末時点での状況ですけれども、発注が完了しておりますのは、申請数に対しまして約97%となっております。また、解体が完了したものにつきましても約83%と増加してきており、一定の進捗が見えてきているかなと思っています。さらに今月に入って解体に着手したものも多くあるとお聞きしておりますし、また、既に解体が終わっているんですけれども、現在、最後の事務手続中で、間もなく

解体の完了と整理できるものもあると聞いております。こうしたものを含めますと、今ほど申し上げた数値よりも解体の数値としては進んでいると考えております。

委員からもお話しがありました今後につきましては、例えば解体棟数の多い氷見市では、例えば申請者の方が入院しておられるとか、それから工事の準備が難しいなど着手が困難な案件ですとか、それから大型の案件ですね、例えば氷見市でいいますと、中央町の商店街ビルなどがそれに該当しますが、そういう大型の案件を除きまして、11月末までの解体完了に向け取り組むとお聞きしているところでございます。

今ほど申し上げました様々な事情で解体工事の着手が困難となっている案件、そしてまた、大型の解体工事で時間を要する案件が課題と今捉えております。市では、こうした案件に対しまして、権利関係の整備、あるいはアスベストの状況、それから重機の搬入路の確保など、工事の事前準備などにより、解体がより円滑に進められるよう努めていくと伺っております。

県としましては、今ほど申し上げた困難案件、あるいは大型案件を含めました解体の早期完了、そして、年度内の廃棄物の処理の完了に向けまして、災害廃棄物対策関係者からなります合同連絡会議を月1回やっておりますけれども、その連絡会議を通じました関係団体との調整、あるいは災害廃棄物処理事業費補助金、これは国の補助金を活用させてもらっていますけれども、その手続きの支援など、引き続き被災市の支援に努めてまいりたいと考えております。

菅沢委員 あまり無理してはいかんよと思っていることもあるので言いますが、市役所の担当は五、六軒を一まとめにして、今は三、四軒でもやっていますが、地域住民との調

整とか様々出てきたものをコンサルに回すわけです。コンサルがそれを完了したら、市役所はその報告を受けて、これを解体協会とか氷見の建設業協会に渡すわけです。そういう意味では、発注と実際の着手、例えば氷見市の建設業協会で解体に従事しておるところは、私は五、六社しかないんじゃないかと思っていますが、なかなか元請が少ない上にほとんどが下請です。市の内外から、県外からも来て います。そういう業者の確保が難しい。つまりコンサルから上がってきたのを市が建設業協会や解体協会に渡す、これは発注です。発注と業者の選考、着手との間に時間的な差があるということですね。業者の確保が難しいという問題がありますが、発注したから、11月いっぱいでやれと大号令がかかっとするわけで、業者は悲鳴を上げています。そういう意味では、高岡市長の判断を参考にしながら、もっと柔軟になるように、県としては、廃棄物の保管・処理に関する支援策を延長されてもしっかりとやると。

それから困難な物件が幾つもあります。私も幾つか相談に乗っていますが、中央町の街区の解体も困難な物件の1つです。解体する中で事故も起きていますから、困難なところについては事故が起きないようにしなければなりません。以上は、私の意見として聞いておいてください。

藤井委員長 ほかにありませんか。——ないようありますので、これをもって質疑・質問を終わらせていただきます。

2 陳情の審査

藤井委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておりませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ございませんか。——ないようありますので、これをもって委員会を閉会いたします。

